遺 産 分 割 協 議 書

　　　　　　　　　　　　【被相続人の表示】

　　　　　　　　　　　　氏　　名　山田徳太郎

　　　　　　　　　　　　本　　籍　大阪府大阪市中央区高麗橋４２番地

　　　　　　　　　　　　生年月日　昭和１０年３月２日

　　　　　　　　　　　　死 亡 日　令和元年１０月１８日

　被相続人 山田徳太郎 の遺産について、同人の相続人において分割協議を行った結果、

下記のとおり遺産を分割することに合意決定した。

第１条　　次の土地については、売却し、その売買代金から売却に要する一切の費用を控除した残金を、相続人山田太郎、鈴木花子が、それぞれ2分の1の割合で取得する。

　　　　　　　　　　　　　　　記

　　　（土地）

　　　　　所　　　在　大阪市中央区高麗橋四丁目

　　　　　地　　　番　５番２

　　　　　地　　　目　宅地

　　　　　地　　　籍　150平方メートル

第２条　山田太郎は、相続人を代表して前項の土地の売却・換価手続を行うものとし。前項の土地を売却後、鈴木花子に対して、同項の残金について同項に定める割合を支払う。

第３条　山田太郎、鈴木花子は、第１条の土地を売却し買主に引き渡すまで、これを共同して管理することとし、その管理費用は、同項に定める割合に従って負担する。

上記協議を証するため、本協議書を2通作成して、それぞれに署名、押印し、各自1通保有するものとする。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　【相続人山田太郎の署名捺印】

　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　印

　　　氏名

　　　【相続人鈴木花子の署名捺印】

　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　印

　　　氏名